

土壌汚染調査

平成 22 年 4 月の改正土壌汚染対策法の施行により、調査契機が大幅に拡大されました。

土壌汚染調査はこの法律に基づく調査の他、以下の理由により実施されることが増えており、不動産取引においては必須の調査となりつつあります。

環境測定・環境分析

土壌汚染調査

調査の契機

調査① 不動産取引に基づく調査

土地（不動産）の価値を判断する上で土壌汚染の有無が重要な事項となります。土地売却を検討すると同時に調査についても計画することがリスク回避の為に重要となります。

調査③ 一定規模以上の土地の改変時の調査

自治体が定めた条例により、一定規模以上の土地の改変を実施する際、調査の必要（義務）がある場合があります。（全ての自治体において定められている訳ではありません。）

調査② ISO14001 取得に伴う調査

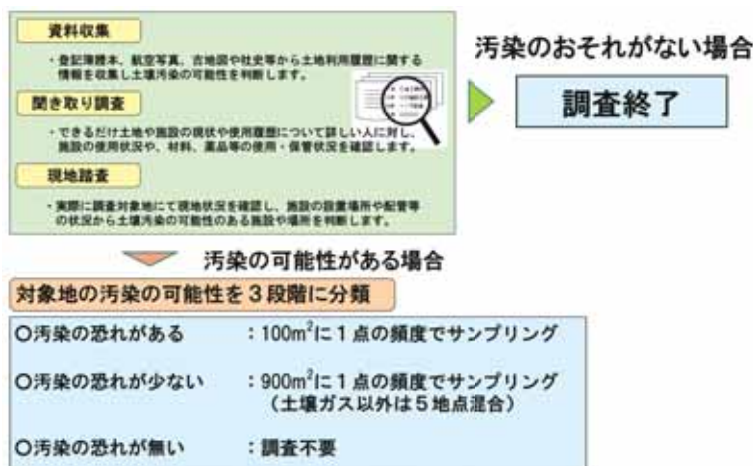
ISO14001 付属書 A に「土地の汚染」という項目があり、ISO 取得時に実施するケースが増加しています。

調査④ 環境リスク評価の為の調査

思わぬ土壌汚染の発覚により企業イメージを損なうケースが見られます。これらのリスクを回避するため、所有地のリスク評価の為に実施するケースが増えています。

資料等調査（Phase1）

資料等調査とは、土壌汚染のおそれを既存の資料から評価する調査です。また、資料等調査の結果から土壌汚染状況調査(Phase2)の計画を作成します。



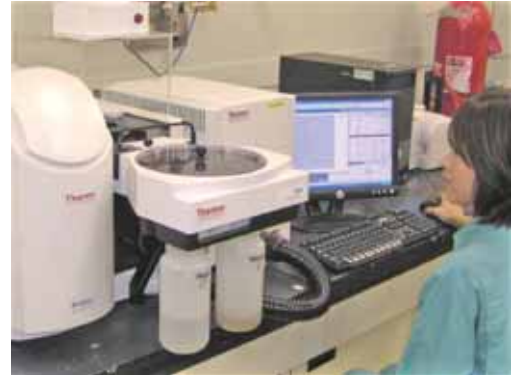
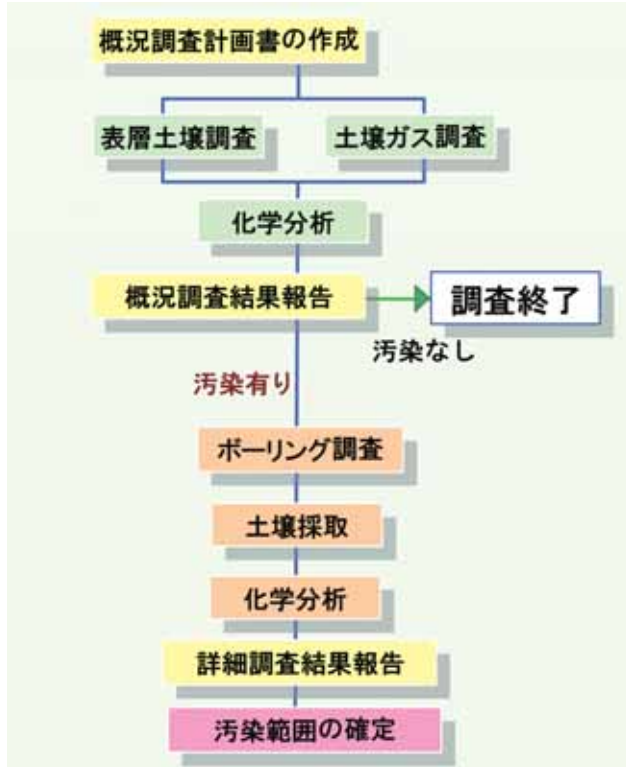
お問い合わせ先

 **Taiheiyo Consultant**
株式会社 太平洋コンサルタント

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-27-8
アサノ東日本橋ビル1階
TEL 03(5820)5604 / FAX 03(5820)5608
<http://www.taiheiyo-c.co.jp>

土壌汚染状況調査 (Phase2)

資料等調査とは、土壌汚染のおそれを既存の資料から評価する調査です。また、資料等調査の結果から土壌汚染状況調査(Phase2)の計画を作成します。



コンサルティング・土壌汚染対策のご案内 (Phase3)

太平洋セメントグループの浄化技術・施工技術によりお客様のニーズに合わせた浄化対策をご提案します。

- 汚染土壌をセメント原料としてリサイクル (掘削除去、セメント工場への搬出)
- 原位置不溶化対策 (汚染土壌の搬出を伴わない対策)
- その他、VOC汚染や他の対策に関しては是非ご相談ください。

調査全般及び対策に関するコンサルティングや法・条例調査に伴う行政との協議等実施させて頂きますので是非ご相談ください。

